

令和元年11月29日

ふじみ野市議会
議長 小林 憲 人 様

議会運営委員会
委員長 小 高 時 男

議会運営委員会視察調査報告書

令和元年第3回定例会において閉会中の継続調査の申し出をした所管事務に係る特定事件の調査について、令和元年11月13日及び14日の日程で大阪府堺市及び兵庫県西脇市を視察し調査を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

議員間討議について

2 出席委員

委員長	小 高 時 男	副委員長	大 築 守
委員	床 井 紀 範	委員	西 和 彦
委員	伊 藤 美 枝 子	委員	山 田 敏 夫
委員	塚 越 洋 一		

3 議長出席

小林 憲 人 議長

4 視察の概要

●大阪府堺市

堺市は近畿地方の中部、大阪府の中南部に位置し、平成18年4月に日本で15番目、近畿地方では4番目に政令指定都市に移行した大阪府で人口・面積が第2位の都市である。

堺市周辺に人が定住し始めたのは旧石器時代のころ、市内の遺跡からは、約

1 万年前の打製石器や、縄文時代の土器・石器、弥生時代の銅鐸・土器などが発掘されている。4～5世紀には大和朝廷が成立したが、堺には仁徳天皇陵古墳をはじめ、100数基から成る百舌鳥古墳群が造られた。

平安時代、この地が摂津・河内・和泉の3国の境に位置しているところから「さかい」と呼ばれるようになった。

鎌倉時代には漁港として発達し、その後西日本の海運の拠点として発展した。

戦国時代、堺は貿易港として黄金の時代を迎え、対明貿易や南蛮貿易など海外との交流拠点として発展した。当時の堺は世界でも珍しい環濠都市を形成し、自治都市として繁栄した。

明治以後、近代工業の発展、人口の増大、市域の拡大、交通の発達など急速に近代化が進み、今日も力強い発展を続けている。

面積は149.82km²、人口は令和元年11月1日現在で828,151人、議員定数は、条例定数、現数ともに48人である。



1 議会事務局の構成

定数32人（現員28人 短期臨時職員4人）

事務局長——局次長——総務課（12人）

議事課（10人）

調査法制課（8人）

2 委員間討議について

(1) 導入の契機について

平成23年の改選後、議会改革に取り組まなければならないという認識が各会派から高まり、様々な取組を行う中で、まずは平成25年4月1日に議会基本条例を施行した。

委員間討議は、平成25年5月議会から試行的に開始した。

なお、本会議では扱わないため以下のとおり定めた。

※「委員会は、調査及び審査を充実させるため、必要に応じて委員間討議を行うものとする。」

(2) 実施にあたっての流れについて

委員間討議を求める場合は、委員会開催日の2日前までに付託議案や所管

事務の案件について、明確な討議の目的及び具体的な論点を示し、所属委員から委員長へ申し出を行う。当日の流れとしては、提案理由説明、質疑の後に委員間討議を行い、その後討論、採決の流れとなる。なお、委員間討議中は執行部も退席せず討議内容を傾聴している。

(3) 討議実施の判断基準及び回数・時間制限について

討議の申し出について、委員間討議を行うかを審議する。

市長提出案件については、1人の委員から申し出があれば行う。

議員提出議案、請願、所管事務については、委員の過半数の合意により行う。

制限時間については、市長提出案件、議員提出議案、請願は1議題に対し30分以内、所管事務、予算・決算審査特別委員会（付託された議案）については全体を通して30分以内としている。

各委員の主義主張を行い、ある程度の互譲が整ったあたりで時間を見て委員長が終了する。

(4) 実施事例について

定例会	委員会名	申し出案件	論点
H26.2	総務財政委員会	堺市職員の政治的行為の制限に関する条例の再議について	本条例案の立法事実について
H27.8	産業環境委員会	堺市民芸術文化ホール条例	指定管理者について
	建設委員会	中心市街地活性化について	今後の中心市街地活性化の方向性について
	健康福祉委員会	人口減少社会における待機児童対策について	待機児童ゼロは可能か
H27.11	産業環境委員会	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	実施に関する問題点及びその解決について
H28.8	文教委員会	府費負担教職員制度の権限移譲について	加配について
H28.11	市民人権委員会	防災について	東日本大震災及び熊本地震を踏まえて、堺市の防災行政に望むこと
H29.2	市民人権委員会	区行政・都市内分権について	区役所に求める役割について
	総務財政委員会	公債管理の捉え方について	・適切な財政状況のあり方について ・臨時財政対策債の認識について
H29.5	総務財政委員会	堺市職員の政治的行為の制限に関する条例	立法事実について
H29.11	総務財政委員会	広報について	市民に分かりやすい広報と課題について
H30.8	総務財政委員会	行政評価について	・現在、本市行政が行っている政策評価の仕組みは今のままでよいかどうかの是非 ・どういった点を改善すべきかの具体論 ・町田市の事例における参考にすべき点

(5) 申し出を否決した事例

全ての申し出に対し委員間討議をするのではなく、審議し実施の可否を決め進めている。

定例会	委員会名	申し出案件	論点
H25.5	文教委員会	中学校の昼食のあり方について	「食に関する意識と実態調査」の「4中学生の昼食のあり方について」の結果報告をどう捉えるか
H25.8	総務財政委員会	大阪都構想について	大阪府・大阪市特別区設置協議会が8月9日に公表した「大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）」のうち、効果とコストの根拠について、財政調査の制度設計がこれで良いのか、また、財源及び事務分担が適正かどうか等について
H28.2	総務財政委員会	68万人を超える個人情報流出事案の調査に関する決議	

(6) 実施した成果について

委員間討議を実施することにより、会派ごとの考え方、委員ごとの考え方が明確になった。委員会において、委員同士が互譲し合意点を得、通常の質疑や答弁、また討論だけでは賄えない意見の表明や補完ができる。

ただし、この委員間討議では採決をしないため、各委員の意見が終着せず、時間により委員長の裁量で終了することもある。

●兵庫県西脇市

西脇市は兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心・日本のへそ」に位置している。

中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、西光寺山（標高712.9メートル）を最高峰に標高200～600mの山地や丘陵に囲まれている。また、中央部を県下最長の加古川が流れ、市域南部で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されている。

東西約19km、南北約13km、面積は132.44km²で兵庫県面積の約1.6%を占めている。中心市街地を形成する西脇区が古来この地の呼び名であった都麻（津万：つま）郷の西側であること、あるいは、室町時代に当地を治めていた城



担当議員は地域性を問わず、4班を3名から4名編成で対応し、その他の議員はその班をヘルプし行っている。

②課題懇談会

市民団体と常任委員会との意見交換の場として行っている。

③請願者・陳情者の意見を聴く機会の創設

令和元年7月に陳情書取扱規程を策定し、市民からの陳情を政策提言と位置付けている。

	従来	新制度
陳情書の受付	定例会中の委員会で調査する (年4回)	毎月の定例常任委員会で審査する (年12回)
陳情書の取扱い	所管常任委員会で合意形成をはかる	所管常任委員会で採択されたものは、本会議にかけて機関意思決定する

④高校生版議会報告会

市内3校にて、議員がファシリテーターとなり地域課題をワークショップ形式で話し合いを行っている。議会主導で主権者教育と地域課題をメインに行っている。

(2) 情報の共有について

①会議録のインターネット公開

公式会議全てを対象(本会議・全ての委員会・議員協議会の会議録を公開)に公開を行っている。

②会議のインターネット中継・録画配信

公式会議全てを対象に行っている。スマートフォンにも対応している。

③市議会ホームページの充実

定例会や課題懇談会、行政視察資料など、あらゆる議会に関する情報を積極的に公開している。

④議会だよりの充実やフェイスブックの開設

スマートフォン世代にも対応できるように、横書きレイアウトに変更し、スマートフォンアプリの「マチイロ」にも配信している。

またフェイスブックでは、ホームページの補完及び議会の取組等の情報をタイムリーに発信している。

(3) 議会機能強化について

①議会基本条例制定

平成24年12月に制定。年に1度の検証を行い、課題を明らかにし改善に向け対応している。

②定例会の反省会の実施

定例会最終日の翌日に反省会を開催し、問題点の改善を洗い出し、議会の機能強化に繋げている。反省会では、委員会での議論のあり方、本会議での

質疑や一般質問、議長の議事進行のあり方まで自由に討議している。

③ペーパーレス化の推進

本会議場及び委員会室へのパソコン・タブレットの持込みを可能にし、ペーパーレス化を推進している。iPadの貸与も行っている。

④議会における政策サイクルの導入

一般質問の成果を所管の常任委員会へフィードバックし政策の実現を目指すといった試みも平成30年度から開始した。

⑤議員研修の充実

改選後、新人議員を対象に全国市町村国際文化研修所（JIAM）等へ派遣している。また、年2回以上の議員研修も行っている。

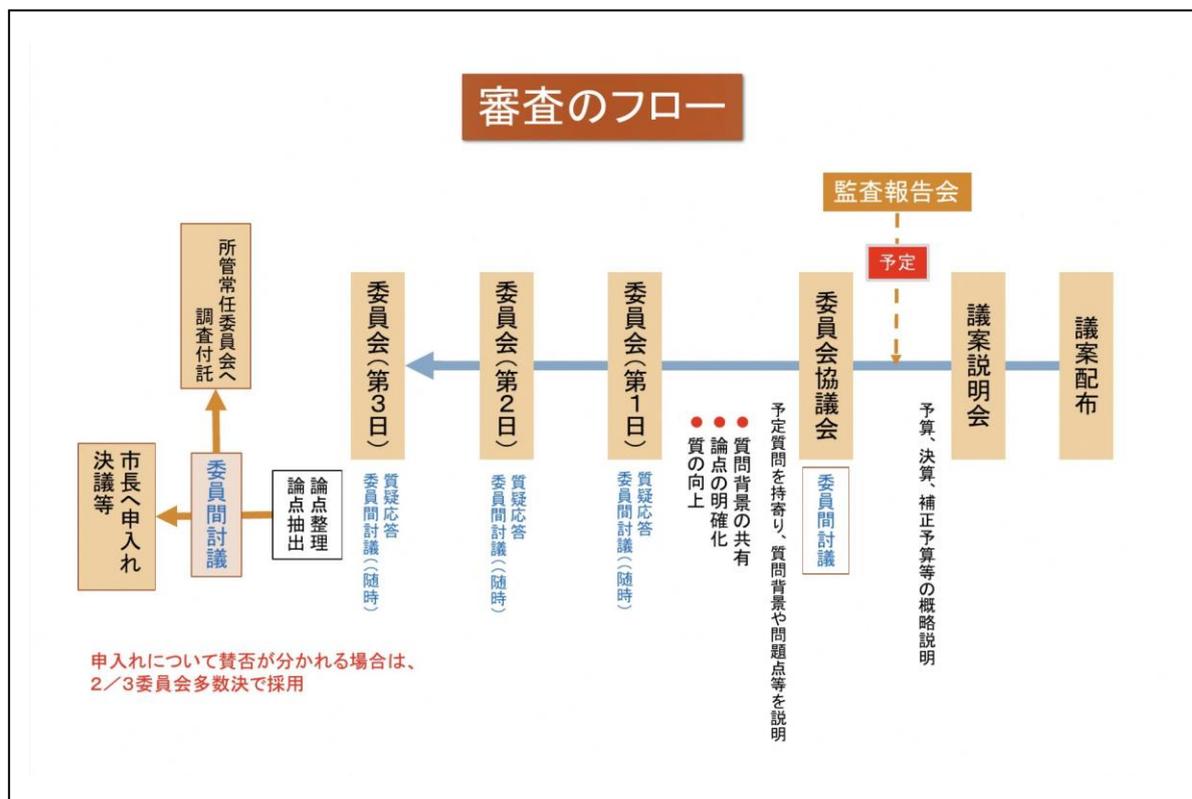
⑥市立図書館との連携

議会図書室の資料整備を補うため、市立図書館のレファレンス機能を活用している。

⑦その他

長期欠席者に対し、議員報酬を削減する制度を定めている。「西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」により、90日間の休みに対し20%の減額から始まり、最大1年以上で50%の減額としている。

3 委員間討議について（例：予算・決算常任委員会）



議案説明会後、監査報告会が開催され、監査委員から出された決算審査意見書について、委員からの質疑応答を議選監査委員に答えてもらう。

次に本審査の前に非公開の委員会協議会で、各委員からの質問の背景や論点について委員間討議を行う。

委員会での委員間討議は委員長の裁量で随時行い、今後の方向性までを導く。

最終的に今まで開催された委員会の委員間討議を副委員長が論点整理、論点抽出し、これに対し概ね30分の委員間討議を行う。

採決については、当初は全会一致を原則として行っており、1人の委員の反対により、賛成多数の意見が通らない状態であった。現在は3分の2の委員の賛成多数をもって採決している。

《まとめ》

今回、議員間討議を所管事務調査として、大阪府堺市議会及び兵庫県西脇市議会の調査を行った。

両市議会においても、議員間討議のみを視野に展開しているものではなく、様々な議会の取組を経て議会改革の一つとして進めている。また議員間討議は、本会議ではなく各常任委員会での委員間討議として実施している。

堺市議会においては、委員間討議を行うことで会派ごとの考え方や各委員の考え方が明確になり、委員同士が互譲し合意点を見つけ出し、通常の質疑や答弁等では賄えない意見の表明や補完ができ、活発な委員会運営を行っている。

ただし、この委員間討議においては採決をしないため、各委員の意見が終着されず、時間により委員長の裁量で終了することもあり、課題があることは確かである。

西脇市議会においては、委員間討議の目的が明確にあり、議員個々のスキルアップを求めつつ展開されている。

委員間討議に申し出をするにしても、各委員が案件に対し綿密な事前調査をすることが原則となっており、委員会で委員間討議し、合意形成が必要と思われるもののみを取扱っている。そのため、個々の委員の事前調査が恒常化し、必然的に委員間討議数も減っているのが現状となっている。

また、同会派の討議もあり、会派にかかわらず議員個人での討議となっているのも特徴であった。

本市議会においても、議会基本条例第25条で自由討議について定めており、今後実施するにあたり、討議する会議の範囲や時間、実施方法などの詳細な取り決めについても、他市の先進事例を調査研究し、本市議会にあった運営方法を協議する必要があると考える。

今後においても、より良い議会運営を目指し調査研究を行ってまいりたい。